

# 行政評価等プログラム

平成 21 年 4 月

総 務 省

# 行政評価等プログラム

平成 21 年 4 月  
総 務 省

総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、平成 21 年度からの中期的な業務の基本的な方針を、行政評価等プログラムとして定める。

本プログラムは、引き続き年金記録問題への対応が極めて重要となっている状況も踏まえて策定したものである。

なお、本プログラムについては、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

## I 行政評価局の役割及び取り組むべき課題

### 1 行政評価局の役割

行政評価局は、政府部内にあつて行政の改革・改善機能を担っており、次に掲げる業務の的確な遂行を通じて、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を図ることをその役割としている。

#### (政策評価)

政策評価に関する基本的事項を企画・立案し、これに関する事務を総括することにより、政策評価の円滑かつ効果的・効率的な推進と政策評価の質の向上等を図ること。

また、評価専担組織として府省の枠を超えて、各府省の政策について統一性又は総合性を確保するための評価を行うことにより、政策の見直しや改善を図るとともに、各府省の政策評価についてその客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動を行うこと。

#### (行政評価・監視)

政府部内にありながらも各府省とは異なる立場の行政評価・監視の専門組織として、各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づいて勧告等を行うことにより、行政の運営及び制度の改善を図ること。

### (独立行政法人評価)

各府省の独立行政法人評価委員会が行う独立行政法人の評価の結果について必要な意見を述べる等政策評価・独立行政法人評価委員会に付与された権限の行使を補佐することにより、独立行政法人評価の客観的かつ厳正な実施等を確保すること。

### (行政相談及び年金記録問題への対応)

行政相談は、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等に必要なあつせんを行うことにより、その解決や実現の促進を図ること。

年金記録問題への対応は、政府の極めて重要な課題であることから、年金記録確認第三者委員会※の活動を的確に補佐し、その調査審議の促進を図るとともに、年金記録確認第三者委員会の判断結果を踏まえ、社会保険庁長官に対し、あつせんを行うことにより、国民の正当な権利の実現を図ること。

※ 年金記録確認第三者委員会は、政令に基づき、中央と地方（全国の管区行政評価局・行政評価事務所 50 か所）に設置

## 2 取り組むべき課題

行政評価局がその役割を的確に果たす上で、次のような課題に取り組むことが重要となっている。

### (政策評価)

政策評価については、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。）において、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携の強化に係る方針が示された。

具体的には、

- ① 総務大臣は、各府省の評価の実施状況に関する政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べる
- ② これに対し、経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する。総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進する

とされたところであり、これらに適切に対応していくことが必要である。

また、規制の事前評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）の一部改正（平成 19 年政令第 157 号）及び「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）の一部変更（平成 19 年 3 月 30 日）により、平成 19 年 10 月 1 日から、規制の新設、改廃の際、事前評価を実施することが義務付けられるとともに、その実施が義務付けられている規制以外のものについても積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めることとされた。こ

れらを踏まえ、各府省における的確な評価の取組を推進することが必要である。

#### **(行政評価・監視)**

行政評価・監視については、国民の安全・安心の確保等の政府の重要行政課題の解決の促進、簡素で効率的な行政の確保等に向けて、行政の改革・改善を推進していくことが求められている。また、国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について、行政評価・監視に機動的に取り組んでいくことが求められている。

#### **(独立行政法人評価)**

平成 21 年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しについては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。 )、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、法人の業務の見直しを検討し、その結果を主務大臣に対して「勧告の方向性」として指摘すること、また、その指摘事項のフォローアップを行っていくことが求められている。あわせて、中期目標期間が平成 21 年度末に終了する国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)について、教育研究の特性や文部科学省における検討状況を踏まえた的確な見直しを行う必要がある。

また、各府省の独立行政法人評価委員会等による独立行政法人の業務実績に関する評価結果についての二次評価においても、上記の政府方針等を踏まえた厳格なチェックに取り組む必要がある。

#### **(行政相談及び年金記録問題への対応)**

行政相談については、事案の的確な処理を行うとともに、関係機関等における相談体制の整備、市町村合併の進展、業務の I T 化等に対応し、行政相談に係る国民の利便の向上を図る観点から、行政相談委員に対する支援を強化するとともに、関係機関等との連携及び広報活動に取り組む必要がある。

また、アジアオンブズマン協会加盟国を中心とする諸外国・地域との国際的な連携について相応の役割を果たすことが求められている。

年金記録問題は、国民生活に直結する切実かつ深刻な問題であることから、年金記録確認第三者委員会における個別事案の迅速な処理が求められている。

行政評価局は、これらの課題に的確に対応するため、Ⅱ以下に掲げる方針や計画に沿って、重点的かつ計画的に業務を展開していくこととする。

## II 政策評価

### 1 政策評価の推進

政府における政策評価に関する基本的事項の企画・立案や事務の総括を行う立場から、政策評価の円滑かつ効果的・効率的な推進と政策評価の質の向上等を図るため、政策評価の重点化・効率化に留意しつつ、政策評価各府省連絡会議の活用等により以下の(1)から(6)の業務を実施する。

#### (1) 重要対象分野の選定とその評価の実施の推進

基本方針 2007 に基づき、各府省の評価の実施状況に関する政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について総務大臣から意見を述べる。また、同会議からの重要対象分野等の提示を踏まえた評価の実施を推進する。

平成 20 年 11 月には、20 年度の重要対象分野として、以下の分野が提示されたところであり、関係府省と連携しつつ、評価の実施を推進する。

- ① 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険
- ② 医師確保対策

また、平成 19 年度の重要対象分野（①少子化社会対策に関連する、i）育児休業制度、ii）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組、iii）子育て支援サービス及び②若年者雇用対策）について、20 年 11 月の政策評価・独立行政法人評価委員会の答申の内容が着実に実施されるようフォローアップを行う。

なお、平成 19 年度の重要対象分野のうち、評価が行われていない農地政策については、農地政策の見直しの基本的方向として取りまとめられた「農地政策の展開方向について」（平成 19 年 11 月 6 日農林水産省）に沿った新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで、評価の実施を推進する。

#### (2) 規制の事前評価の実施の推進

規制の事前評価については、毎年度、その実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究及び必要な研修等の取組を進める。

#### (3) 政策評価の結果の予算要求等政策への的確な反映の推進

政策評価の結果が予算要求等政策に的確に反映され、有効に活用されるよう、政策評価の質の向上や適時適切な実施を推進しつつ、評価結果の政策への反映状況についての説明責任が果たされるように努める。

また、累次の閣議決定に基づき、予算制度改革の中で、予算とその成果を評価できるよう、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させる

等の見直しが行われ、平成 20 年度予算から実施されたことも踏まえ、引き続き政策評価と予算・決算との連携強化を図るとともに、成果重視事業の事後評価等において政策評価の活用を図るための取組を推進する。

#### (4) 行政支出総点検会議指摘事項への対応

平成 20 年 12 月の行政支出総点検会議において取りまとめられた「指摘事項」において、無駄の削減に関して、

- ① 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対し、各府省の政策評価に係る取組を報告し意見を聴取すべきこと
- ② 総務省及び各府省は、政策評価が無駄の削減に一層資するよう取組を強化すべきこと

などが盛り込まれている。

これを受け、政策評価の推進の役割を担う立場から、各府省とも連携しつつ適切に対応する。

#### (5) 政府全体における政策評価の実施状況等の取りまとめ・公表

「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況」等について、国民への説明責任を全うする観点から、分かりやすさとともに、十分な内容の確保に配慮し、毎年取りまとめ、公表する。

#### (6) 政策評価に関する調査・研究、研修の実施等

##### ア 評価手法等の調査・研究の推進

全政府的な政策評価の推進に資するための取組として、地方公共団体の取組状況も含め、国内外の事例を収集することにより、政策効果の把握の手法その他の政策評価の方法についての調査・研究を実施し、その結果を各府省に提供する。

##### イ 政策評価に関する全政府的な研修の実施等

政策評価に関する共通の理解と認識の普及・啓発、職員の意識改革、専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。

##### ウ 政策評価に関する情報の活用の促進

政策評価の実施に必要な情報の府省相互間における活用の促進のための政策評価支援システムについて、その円滑な運用に努める。

## エ 政策評価に関する広報の積極的な展開

政策評価の結果等を具体的かつ分かりやすく国民に示すことができるよう様々な広報媒体を活用しつつ、広報を積極的に行い、国民への周知に努めるとともに、政策評価に関する研修への参加機会を広く政策評価に関心ある者にも提供することにより、国民の理解の増進を図る。

## 2 政策の評価の計画的実施

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 13 条の規定に基づき、総務省が行う政策の評価に関する計画を次のとおり定める。

### (1) 評価の実施に関する基本的な方針

評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の評価に関して、以下の取組を推進する。

#### ア 政策の統一性又は総合性を確保するための評価（評価法第 12 条第 1 項によるもの）

各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価（以下「統一性又は総合性を確保するための評価」という。）については、政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要のある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策、
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策、
- ③ 複数の行政機関の所掌に関係する政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの

について、重点的かつ計画的に実施する。

#### イ 政策評価の客観性を担保するための評価活動（評価法第 12 条第 2 項によるもの）

各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、これまでの各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえつつ、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点から、次のとおり取り組む。

##### ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

どのような政策についてどのように政策評価を行っているか又は行おうとしているのかなど各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等についての審査

各行政機関が実施した政策評価について、引き続き、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、概算要求に関連して行われた政策評価について、重点化を図りつつ、行政機関ごとにかつ個々に審査を行う。

③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

これらについては、平成 15 年 8 月に公表した『「評価の実施の必要性の認定」の考え方の整理と今後の取組』等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて、

- i 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの、
- ii 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために評価が行われるべきもの

について検討を行う。

評価の質の向上と信頼性の確保を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしていくため、上記の検討を通じて明らかになった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、各行政機関に提供するとともに、公表する。

(2) 平成 21 年度から 23 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

上記(1)アを踏まえ、平成 21 年度から 23 年度までの 3 か年において、国民の安全・安心の確保、環境問題への対応等政府として統一的又は総合的な対応を要する重要課題について評価を実施する。

具体的には、新たに「児童虐待の防止等」、「ヒートアイランド対策」、「食育の推進」及び「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成」の各テーマについて、複数の行政機関の所掌に関係する政策の総合的な推進を図る見地から、全体として評価を実施する。

(3) 平成 21 年度に実施する評価のテーマ

平成 21 年度に着手する統一性又は総合性を確保するための評価は、上記(2)のうち、「児童虐待の防止等」とする。

なお、このほか、「世界最先端の「低公害車」社会の構築」、「配偶者からの暴力の防止等」及び「バイオマスの利活用」について、引き続き実施する。



#### (4) 評価の実施に関する重要事項

##### ア 政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議

評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用並びに評価の中立性及び公正性の確保の観点から、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。

また、各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの等についての認定等に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。

##### イ 行政評価・監視との連携

行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど、行政評価局として政策の評価と行政評価・監視との連携を図り、両者を効果的かつ効率的に進める。

##### ウ 調査・研究等の推進

行政評価局が行う政策の評価の質の更なる向上等を図るため、分析手法等の調査・研究等を推進する。

##### エ 統一性又は総合性を確保するための評価に係るフォローアップの実施

統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機関が講じた政策の見直し・改善の状況について、フォローアップを的確に実施する。

### Ⅲ 行政評価・監視

平成 21 年度に実施する行政評価・監視に関する計画を次のとおり定める。

また、平成 22 年度以降については、「年金記録問題への対応」の状況を踏まえ検討していく。

#### 1 行政評価・監視の実施に関する基本的な方針

行政評価・監視については、国民の安全・安心の確保等の政府の重要行政課題の解決の促進、簡素で効率的な行政の確保等に向けて引き続き重点的な取組を行う。

政府の重要行政課題に係る政府関係機関からの協力要請に対しては、積極的に協力を行うこととし、必要に応じて行政評価・監視を実施する。

また、あわせて、国民からの苦情、事故・災害、不祥事件等を契機として、早急に改善を要するものについて、機動的に行政評価・監視を実施する。

既往の行政評価・監視結果に基づく勧告については、その改善効果を点検、確認し改善措置の徹底を図る。

なお、規制改革の推進に資するため、許認可等の実態把握に取り組む。

#### 2 平成 21 年度に実施する行政評価・監視のテーマ

上記 1 の方針の下、我が国の社会経済情勢を踏まえ、平成 21 年度において、以下のテーマについて、新たに行政評価・監視を実施する。また、その調査・取りまとめに当たっては、弾力的かつ効率的に実施する。

なお、現在実施中のテーマについては、できる限り速やかに取りまとめる。

##### (1) 国民の安全・安心の確保に関するもの

平成 21 年度 「薬物の乱用防止対策（需要根絶対策）」、「製品の安全対策」、「気象行政」、「ホームページのバリアフリー」

※現在実施中のもの

「食品表示の適正化」、「貸切バスの安全確保」、「社会資本の維持管理及び更新（道路橋の保全等）」

##### (2) 効果的・効率的な行政運営の確保に関するもの

平成 21 年度 「食品流通対策（流通コスト縮減）」、「IT による地域活性化等関連施策」、「在外公館」、「職員研修施設（概況調査）」

※現在実施中のもの

「雇用保険二事業」

##### (3) 地域計画調査の実施

管区行政評価局等は、地域における行政上の問題の具体的改善を図るため、必要に応じて行政評価・監視（地域計画調査）を実施する。

## IV 独立行政法人評価（政策評価・独立行政法人評価委員会に関する業務）

独立行政法人の事務・事業の見直し及び業務実績に関する評価等について政策評価・独立行政法人評価委員会が行う次に掲げる活動を的確に補佐し、同委員会の機能が最大限発揮されるよう努める。

### 1 独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告についての調査審議

- ① 独立行政法人等の中期目標期間終了時における主要な事務及び事業の改廃について、行政改革推進法、独立行政法人整理合理化計画等の政府方針を踏まえ、主務大臣に対して指摘する「勧告の方向性」に関する審議を行うこと。  
・平成 21 年度に中期目標期間が終了する法人：国立公文書館、日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所、年金積立金管理運用、産業技術総合研究所、日本高速道路保有・債務返済機構、日本司法支援センター
- ② 国立大学法人等（90 法人）の中期目標期間終了時における主要な事務及び事業の改廃について文部科学大臣に対して指摘する「勧告の方向性」に関する審議を行うこと。
- ③ 独立行政法人等の中期目標期間終了時に主務大臣等が策定する次期中期目標・中期計画が「勧告の方向性」に沿っているか調査審議を行い、必要に応じて主要な事務及び事業の改廃についての勧告を行うこと。

### 2 独立行政法人等の業務実績に関する評価結果についての調査審議

- ① 各府省の独立行政法人評価委員会等による毎年度及び中期目標期間終了時における独立行政法人等（国立大学法人等を含む。）の業務実績に関する評価の結果について調査審議を行い、必要に応じ意見を述べること。
- ② ①の調査審議に資するため、各府省の独立行政法人評価委員会等の評価基準、審議状況等を把握し、個別の独立行政法人に係る評価方針について事前に検討するなど評価に円滑に取り組むための調査審議を行うこと。
- ③ 評価基準の在り方など、独立行政法人の評価制度の実効性の向上を図る上で検討が必要な事項についての調査審議を行うこと。

### 3 その他

- ① 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率について調査審議を行い、各府省の独立行政法人評価委員会に対し、必要に応じ意見を述べること。
- ② 国民への独立行政法人評価に関する各種情報提供の充実を図ること。

各府省の独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の評価活動等の状況やそれらの評価結果の反映状況等を取りまとめた年次報告書や独立行政法人の目的、業務の範囲、予算の状況、中期目標及び中期計画の概要等を取りまとめた独立行政法人総覧を作成するなど、独立行政法人に関する公表資

料の取りまとめ・公表を行うこと。

- ③ 独立行政法人評価の水準の一層の向上を図るため、各府省の独立行政法人評価委員会との必要な連携を強化すること。

## V 行政相談及び年金記録問題への対応

### 1 行政相談

行政相談事案の的確な処理を推進するとともに、行政相談制度が国民にとってより身近なものとして一層利用されるよう、以下の業務に重点を置いて取り組む。

#### (1) 行政相談事案の的確な処理の推進

行政相談事案については、迅速・的確な処理を推進する。

行政の制度及び運営の改善を要する重要な事案等の処理に当たっては、必要に応じて行政苦情救済推進会議を活用し、民間有識者による国民的立場からの意見を反映させる。

#### (2) 関係機関との連携、震災等の事態への適切な対応等

管区行政評価局及び行政評価事務所並びに総務大臣が委嘱する行政相談委員により行政相談を受け付けるほか、国・地方の機関等が一体となってワンストップで相談を受け付ける総合窓口の充実を図る。

国や地方公共団体が行う相談業務、総合法律支援に関する業務等関係機関が行う各種相談業務との連携を図るとともに、震災等不測の事態により大規模な住民被害が発生した場合には、被災者のニーズに応じた特別相談活動を行うなど適切な対応を図る。

#### (3) 行政相談委員に対する支援の強化等

行政相談委員活動の一層の活性化を図るため、幅広い層からの人材の確保に努め、委員による定例・巡回相談所、行政相談懇談会等の開催や合併市町村における委員の活動環境の整備等に対する支援に取り組むとともに、行政相談委員制度全般にわたり、その在り方の見直しを行い、必要な措置を講ずる。

#### (4) 広報活動

広報媒体の多様化・高度化の進展を踏まえ、行政相談に関する広報活動の効果的実施に努める。そのため、引き続き、全国共通の「行政苦情 110 番（0570-090110）及び電子メールによる行政相談の受付について周知を図るとともに、行政相談シンボルマークを用いた広報を展開する。

また、地域に密着した効果的な広報を行うため、管区行政評価局等において、報道機関を対象とした報道懇談会の開催、地域における各種広報媒体の活用等に取り組む。

## (5) その他

アジアオンブズマン協会加盟国を中心とする諸外国・地域から来日するオンブズマン関係者の活動を支援し、またオンブズマン関係者との交流を深めることによって、諸外国・地域のオンブズマン関係者との連携の強化を図る。

## 2 年金記録問題への対応について

年金記録確認第三者委員会における個別事案の迅速な処理の促進を図るため、次の取組を進める。

- 年金記録確認第三者委員会においては、年金受給者（無年金者を含む。以下同じ。）からの申立てを優先的に処理することとする。
- 平成 20 年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えることとする。
- 申立てへの迅速な処理に資するよう、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における一層の処理促進などを進める。

# 参 考 资 料

## 目 次

- 行政評価等プログラムにおける行政評価局の取組…………… 1
- 平成 21 年度行政評価等予定計画 …………… 2

### 政 策 評 価

[平成 21 年度]

- ① 児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）…………… 3

[平成 22・23 年度]

- ② ヒートアイランド対策に関する政策評価（総合性確保評価）…………… 4
- ③ 食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）…………… 5
- ④ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）…………… 6

※ 平成 22 年度以降については、「年金記録問題への対応」の状況を踏まえ検討

### 行政評価・監視

[平成 21 年度]

- ① 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－需要根絶に向けた対策を中心として－…………… 7
- ② 製品の安全対策に関する行政評価・監視…………… 8
- ③ 気象行政評価・監視…………… 9
- ④ ホームページのバリアフリーの推進に関する行政評価・監視…………… 10
- ⑤ 食品流通対策に関する行政評価・監視－流通コスト縮減の取組を中心として－…………… 11
- ⑥ ITによる地域活性化等関連施策に関する行政評価・監視…………… 12
- ⑦ 在外公館に関する行政評価・監視…………… 13
- ⑧ 職員研修施設に関する調査（概況調査）…………… 14

※ 平成 22 年度以降については、「年金記録問題への対応」の状況を踏まえ検討



## 行政評価等プログラムにおける行政評価局の取組

政策 評価	政策評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規制の事前評価の実施の推進(実施状況の把握・分析等)</li> <li>○政策評価の結果の予算要求等政策への的確な反映の推進</li> <li>○行政支出総点検会議指摘事項への対応</li> <li>○政府全体における政策評価の実施状況等の取りまとめ・公表</li> <li>○政策評価に関する調査・研究、研修の実施等</li> </ul>
	重要対象分野の選定等及び重要対象分野に係る評価の実施の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要対象分野の選定等</li> <li>○重要対象分野に係る評価の実施の推進 (平成 20 年度に経済財政諮問会議から提示のあったもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険</li> <li>○医師確保対策</li> </ul> </li> </ul>
	総務省が行う統一性・総合性確保評価	<p>&lt;平成 21 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の防止等</li> <li>*世界最先端の「低公害車」社会の構築</li> <li>*配偶者からの暴力の防止等</li> <li>*バイオマスの利活用</li> </ul> <p>(注)上記のほか、平成 22・23 年度には、次のテーマに取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートアイランド対策</li> <li>・食育の推進</li> <li>・法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成</li> </ul>
	各府省が行った政策評価の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各行政機関における政策評価の実施状況の把握</li> <li>②各行政機関が実施した政策評価の客観性・厳格性の達成水準等についての審査</li> <li>③行政機関による再評価等の実施の必要性の認定</li> <li>④③を踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価</li> </ul>
行政 評価 ・ 監視	各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視	<p>&lt;平成 21 年度&gt;</p> <p>(国民の安全・安心の確保に関するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物の乱用防止対策(需要根絶対策)</li> <li>・気象行政</li> <li>*食品表示の適正化</li> <li>*社会資本の維持管理及び更新(道路橋の保全等)</li> </ul> <p>(効果的・効率的な行政運営の確保に関するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品流通対策(流通コスト縮減)</li> <li>・在外公館</li> <li>*雇用保険二事業</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の安全対策</li> <li>・ホームページのバリアフリー</li> <li>*貸切バスの安全確保</li> <li>・ITによる地域活性化等関連施策</li> <li>・職員研修施設(概況調査)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要行政課題に係る政府関係機関からの協力要請に関し、必要に応じ行政評価・監視の実施</li> <li>○国民からの苦情、事故・災害等を契機とした緊急の諸課題に関する行政評価・監視の機動的実施</li> <li>○地域における行政上の問題の具体的改善を図るための行政評価・監視の実施</li> <li>○許認可等の実態把握</li> </ul>
独立 行政 法人 評価	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会が行う以下の活動を的確に補佐</p> <p>①主要な事務・事業の見直し&lt;平成 21 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人等及び国立大学法人等の中期目標期間終了時における主要な事務・事業の改廃に関する「勧告の方向性」について調査審議</li> </ul> <p>&lt;平成 21 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人等&gt;</p> <p>国立公文書館、日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所、年金積立金管理運用、産業技術総合研究所、日本高速道路保有・債務返済機構、日本司法支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人の次期中期目標・中期計画について、勧告の方向性のフォローアップ</li> </ul> <p>②業務実績に関する二次評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省の独立行政法人評価委員会等が行う独立行政法人等の業務実績評価の結果について調査審議</li> </ul> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の退職金に係る業績勘案率の調査審議、国民への独立行政法人評価に関する各種情報提供の充実等</li> </ul>	
記録 問題 への 対応	<p>1 行政相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政相談事案の的確な処理の推進</li> <li>○ワンストップで相談を受け付けている総合窓口の充実、大規模災害発生時の被災者ニーズに応じた特別相談活動の実施等</li> <li>○行政相談委員に対する支援強化、行政相談委員制度の在り方見直し結果の反映</li> <li>○行政相談の利用を促進するための広報活動の充実</li> <li>○諸外国・地域のオンブズマン関係者との連携強化</li> </ul> <p>2 年金記録問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年金記録確認第三者委員会における個別事案の迅速な処理の推進</li> </ul>	

(注 1) 「重要対象分野に係る評価の実施の推進」に関し、平成 19 年度の重要対象分野である「農地政策」については、農地政策の見直しのための新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで、評価の実施を推進

(注 2) 政策評価及び行政評価・監視業務の平成 22 年度以降については、「年金記録問題への対応」の状況を踏まえ検討

(注 3) 「政策評価」欄及び「行政評価・監視」欄の「\*」を付したテーマは、現在実施中のもの

平成 21 年度行政評価等予定計画

調査 着手 予定 時期	区 分	計 画 名	担当評価監視官等名
第一期 (二十一年四月～七月)	行政評価・監視	○薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－需要根絶に向けた対策を中心として－ ○在外公館に関する行政評価・監視	規 制 改 革 等 担 当  法 務、外 務、文 部 科 学 担 当
第二期 (二十一年八月～十一月)	行政評価・監視	○製品の安全対策に関する行政評価・監視 ○気象行政評価・監視 ○ホームページのバリアフリーの推進に関する行政評価・監視	財 務、経 済 産 業 等 担 当 国 土 交 通 担 当 地 方 業 務 室
第三期 (二十一年十二月～二十二年三月)	政策評価	○児童虐待の防止等に関する政策評価	内閣、総務、厚生労働、防衛担当
	行政評価・監視	○食品流通対策に関する行政評価・監視－流通コスト縮減の取組を中心として－ ○ITによる地域活性化等関連施策に関する行政評価・監視 ○職員研修施設に関する調査（概況調査）	農 林 水 産、環 境 担 当  財 務、経 済 産 業 等 担 当 規 制 改 革 等 担 当

(注) 実施時期については、諸般の情勢により変更することがあり得る。

# 政策評価

## 行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 21 年度
テーマ名	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① 平成 19 年度における児童相談所（4 月 1 日現在全国 196 か所）の児童虐待相談対応件数は、4 万 639 件に及んでいる。</p> <p>② 児童虐待への対応については、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）が施行された。</p> <p>その後、平成 16 年には、i）同法が改正され、国及び地方公共団体の責務の改正、通告義務の拡大、警察署長に対する援助要請等の規定が整備されるとともに、ii）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）も改正され、児童相談に関する体制の整備、要保護児童に関する司法関与の強化等の規定が整備された。</p> <p>また、平成 19 年には、児童福祉法が改正され、i）児童の安全確認等の強化、ii）児童相談所長による親権の行使等の規定が整備された。</p> <p>③ 平成 16 年 12 月に策定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）においても、児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会の実現等を目指し、全市町村における虐待防止ネットワークを設置することが盛り込まれている。</p> <p>④ このような児童虐待の防止等に関する政策については、関係府省間、関係府省と都道府県・市町村等との間、被害者の保護に関する機関間等の密接な連携の下に総合的な取組が必要である。</p>
評価の観点等	<p>① 児童虐待の防止等に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 22・23 年度
テーマ名	ヒートアイランド対策に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① ヒートアイランド現象は、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象であり、空調機器等からの人工排熱の増加、緑地・水面の減少、地表面の人工化等による被覆、都市構造や地形・気象条件など多岐にわたる要因により形成されるといわれている。</p> <p>大都市ではヒートアイランド現象の進行が顕著になっており、昼間の高温化や熱帯夜の出現日数が増加し、住民が高温にさらされる延べ時間が増加している。さらに、同現象は局地的集中豪雨との関連性も指摘されている。</p> <p>② 国は、平成 14 年 9 月、環境省、国土交通省等の関係府省によるヒートアイランド対策関係府省連絡会議を設置し、ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、同会議において、「ヒートアイランド対策大綱」（平成 16 年 3 月）を策定している。</p> <p>③ 同大綱において、人工排熱の低減（省エネルギーの推進、交通流対策の推進、未利用エネルギー等の利用促進）、地表面被覆の改善（屋上・壁面を含めた建築物等の緑化等）、都市形態の改善（緑地の保全、緑地や水面からの風の通り道の確保等）、ライフスタイルの改善（クールビズ、冷房設定温度 28℃への引上げ等）の 4 つを対策の柱とし、さらに観測・監視体制の強化及び調査研究の推進を加えて対策の推進を図ることとしている。</p> <p>④ ヒートアイランド対策については、国、地方公共団体、事業者、住民等の連携や取組に向けた認識に差があるとみられ、大綱に記載された具体的施策の進捗状況の把握、効果の検証、また、都市政策、交通政策、エネルギー政策等の関連施策との調整が重要である。</p>
評価の観点等	<p>① ヒートアイランド対策に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② ヒートアイランド対策に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	国家公安委員会・警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 22・23 年度
テーマ名	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① 近年の我が国の「食」をめぐる状況の変化に伴う栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、新たな「食」の安全上の問題等に対処していくため、平成 17 年 6 月、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与すること等を目的として、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）が制定された。</p> <p>② 同法に基づき内閣府に設置された食育推進会議が平成 18 年 3 月に策定した「食育推進基本計画」（18 年度から 22 年度までの 5 年間を対象）においては、食育の推進に関する施策についての基本的な方針が定められるとともに、「食育に関心を持っている国民の割合」、「学校給食における地場産物を使用する割合」、「推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合」等 9 項目の目標値や食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等が掲げられている。</p> <p>③ また、関係府省は、「食生活指針」（平成 12 年 3 月文部省・厚生省・農林水産省策定）や「食事バランスガイド」（平成 17 年 6 月厚生労働省・農林水産省決定）の普及・啓発や子供の健康を支援する観点からの食育の推進、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 17 年 3 月閣議決定）に基づく望ましい食生活の実現に向けた食育の推進、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い創設された栄養教諭を活用した学校における食育の充実等の各種取組を推進している。</p> <p>④ このように食育については、国、地方公共団体及び国民による取組を総合的かつ計画的に推進することが求められている。</p>
評価の観点等	<p>① 食育の推進に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 食育の推進に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 22・23 年度
テーマ名	法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① 国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められている。</p> <p>② 平成 14 年 12 月に、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が制定された。</p> <p>同法においては、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図ることとされている。</p> <p>③ 法科大学院への入学試験は平成 16 年度に開始され、18 年度には法科大学院修了者が初めて新司法試験を受験する状況となっており、20 年 1 月現在、全国に 74 校（国立 23 校、公立 2 校、私立 49 校）の法科大学院が設置されている。</p> <p>また、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努める（「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定））などとされている。</p> <p>④ 一方、法科大学院修了者の新司法試験合格率（注）には、法科大学院ごとに大きなばらつきがあり、中には合格者ゼロの法科大学院があるなど、法科大学院教育の在り方が問われている等の指摘がある。</p> <p>（注） 法科大学院修了者の平成 20 年の新司法試験合格率は 33%</p>
評価の観点等	<p>① 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	法務省、文部科学省、大学（法科大学院）、関係機関・団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

# 行政評估・監視



## 行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 21 年度
テーマ名	薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－需要根絶に向けた対策を中心として－
背景事情	<p>① 我が国における薬物事犯の検挙者数は、平成 10 年 1 万 8,811 人から 19 年 1 万 5,175 人（うち覚せい剤事犯 1 万 2,211 人）に 20%程度減少しているが、i) 大麻事犯の検挙者数は、10 年 1,316 人から 19 年 2,375 人にほぼ倍増しているほか、ii) MDMA等の合成麻薬事犯の検挙者数は 19 年 312 人であるが、そのうち 20 歳代が 168 人（54%）及び未成年者が 24 人、合計 192 人（62%）となっており、いずれも検挙者数の 8 割強が初犯者であるなど、乱用のすそ野が広がっている。</p> <p>特に、大麻については、平成 20 年 10 月以降、違法な栽培や所持による検挙者が、大学生、高校生、医師、自衛官、小学校教諭、スポーツ選手、主婦等広範囲に出ており、広くまん延してきている状況がうかがわれる。</p> <p>② これまで、国は、平成 10 年に「薬物乱用防止五か年戦略」（10 年 5 月 26 日薬物乱用対策推進本部）を、15 年には「薬物乱用防止新五か年戦略」（15 年 7 月 29 日）をそれぞれ策定し、薬物の乱用防止に計画的に取り組んできた。これらの取組により一定の効果が出ているものの、依然として厳しい状況にあるとの認識の下、20 年には、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（20 年 8 月 22 日）を策定して、政府を挙げた総合的な対策を講ずることにより、薬物乱用の根絶を図ることとしている。</p> <p>③ しかし、「薬物乱用防止新五か年戦略」において位置付けられた施策の実施状況をみると、例えば、すべての中学校及び高等学校において、少なくとも年 1 回開催に努めることとされている薬物乱用防止教室の 19 年の開催率では、中学校 56%（13 年 54%）、高等学校 61%（13 年 65%）にとどまるなど、薬物乱用の危険性に関する周知徹底が重要な課題の一つとなっている。</p> <p>④ また、薬物事犯の多くは再犯につながる薬物依存症とみられており、行政機関のみならず、医療機関や地域のボランティア、NPO法人等の民間団体等とも連携して、再乱用の防止のため、社会復帰の支援や家族による支援を含めた総合的な対策に取り組むことも課題となっている。</p>
主な調査項目	<p>① 薬物乱用防止対策の推進体制等</p> <p>② 学校等における指導・教育の実施状況</p> <p>③ 薬物依存者等に対する再乱用防止対策の実施状況</p>
調査等対象機関（予定）	内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、都道府県公安委員会、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	製品の安全対策に関する行政評価・監視
背 景 事 情	<p>① 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）等のいわゆる製品安全4法（注）では、消費者が日常生活で使用する製品で、消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められるもの等について、必要な技術上の基準を定めるとともに、各法に基づく表示が付された技術基準適合製品以外の販売の禁止等の規制が設けられている。</p> <p style="font-size: small;">（注）電気用品安全法（昭和36年法律第234号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）を含む4法をいう。</p> <p>② 近年、石油温風機や瞬間湯沸かし器の不具合による一酸化炭素中毒死等の事故が相次いで発生したことから、消費生活用製品安全法を一部改正し、平成19年5月から、製造・輸入事業者に対し、製品事故に関する情報の収集、消費者への提供及び関係府省への報告が義務付けられた。</p> <p>③ しかしながら、依然として、介護ベッドや電動車いすの不具合による死傷、ベビーカーの取付ねじの脱落による幼児の負傷、携帯電話の電池の破裂、温水洗浄便座の出火等の事故が相次いで発生しているほか、平成20年6月には上記の瞬間湯沸かし器の回収漏れや同年8月にはノートパソコンの異常発火事故に係る報告の1年間の遅延が判明するなど、製造事業者の対応の問題も見受けられる。このような中、政府は、消費者庁（仮称）の設置を含む「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」（平成20年6月27日）を閣議決定し、関係法案を国会に提出している。</p> <p style="text-align: center;">今後の製品安全行政においては、i) 製品事故に関する情報の収集・分析の充実、ii) 消費者への迅速な提供、iii) 製品に関する技術基準の適時的確な見直しなどが求められている。</p>
主 な 調 査 項 目	<p>① 製品流通前の安全確保対策の実施状況</p> <p>② 製品流通後の安全確保対策の実施状況</p> <p>③ その他</p>
調査等対象機関（予定）	内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、都道府県、市町村、消費生活センター、製造・輸入・販売業者、登録検査機関、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 21 年度
テーマ名	気象行政評価・監視
背景事情	<p>① 近年、全国各地で竜巻や突風による甚大な被害が生じているほか、局地的な大雨に伴う死傷事故も発生している。</p> <p>国は、国民の安全・安心に関わる各種の警報や注意報等の防災気象情報を迅速かつ正確に提供する役割を果たす必要があり、関係機関や大学、研究機関等との連携、気象観測環境の適正化や、気象庁以外の観測データの活用・連携の促進等による観測・予測精度の向上が重要となっている。</p> <p>② また、能登半島地震（平成 19 年 3 月 25 日）、新潟県中越沖地震（同年 7 月 16 日）等により大規模な被害が発生したこともあり、気象庁は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）の一部改正（平成 19 年 12 月 1 日施行）により、緊急地震速報や火山情報の予報・警報の発表を義務付けられるなど新たな業務に対応することとしており、当該制度の周知、予報等を受信する機器の住宅や事業所への普及等が課題とされている。</p> <p>こうした中で、気象観測の誤情報の発表や情報の不達等が頻発したことから、気象庁は、その原因分析を行い、観測・情報提供システム等の確実な整備・運用等や、人為的なミスの防止等による信頼性の向上を図る対策に取り組んでいる（「気象庁業務信頼性向上対策要綱」（平成 20 年 10 月 1 日気象庁業務信頼性向上対策本部決定））。</p> <p>③ さらに、気象情報の提供など様々なサービスを行う民間気象許可業者が増加し、気象情報や予報を結び付けた商品開発など新たな事業が展開されており、これらの民間気象許可業者のニーズなどに対応した気象庁の情報提供等の在り方について検証が必要となっている。</p> <p>④ 気象庁は、気象観測を行うため、全国に管区気象台、地方気象台、測候所、空港出張所等を設置しているが、観測業務の機械化・自動化が進められている中で、観測・分析・解説及び情報提供体制の見直し、また、気象衛星の管制についても委託等による一層の合理化や業務の効率化が求められている。</p>
主な調査項目	<p>① 気象観測・分析、情報提供の実施及び大学、研究機関等の連携状況</p> <p>② 民間企業のニーズへの対応状況等</p> <p>③ 気象庁の組織及び業務運営の合理化・効率化</p>
調査等対象機関（予定）	内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省・気象庁、都道府県、市町村、民間気象事業者、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 21 年度
テーマ名	ホームページのバリアフリーの推進に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 平成 19 年末の我が国のインターネットの人口普及率<sup>(注1)</sup>は、69.0%となっており、9 年末の 9.2%から大きく上昇している。インターネットは、高齢者や障害者にとっても重要な情報入手の手段となっており、また、障害者にとっては、社会との結びつきを強め、就労にもつながるなど、生活の上で大きな役割を果たすものとなっている。</p> <p>② 一方で、高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人にとっては、インターネットで提供される情報にアクセスしにくいというウェブ・アクセシビリティ<sup>(注2)</sup>に関する問題が指摘されている。</p> <p>③ このようなことから、「電子政府推進計画」（平成 18 年 8 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成 20 年 12 月 25 日一部改定）において、高齢者や障害者に配慮した行政情報の電子的提供について、各府省は、日本工業規格<sup>(注3)</sup>を踏まえた高齢者・障害者に配慮したホームページの作成等を進め、すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい行政情報の電子的提供に努めるとともに、高齢者や障害者の使いやすさにも十分配慮したシステムの導入に努めることとされている。また、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成 20 年 3 月 28 日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）において、「障害者や高齢者が使いやすいホームページの普及・促進」が盛り込まれている。</p> <p>④ ホームページの利用に関するバリアフリー技術については、画面に表示された情報を音声で読み上げる機能、文字の拡大機能等を持ったウェブ・アクセシビリティ支援ツールが開発されており、技術的には十分となっている。</p> <p>⑤ しかしながら、各府省のホームページの中には、依然として、行政情報の電子的提供について、バリアフリーに対応していないものがみられる。</p> <p>注1 インターネットの人口普及率とは、インターネット利用人口（平成 19 年末 8,811 万人）を全人口推計値（平成 19 年 10 月 1 億 2,769 万人）で除したものをいう（総務省「平成 19 年通信利用動向調査」より）。</p> <p>2 ウェブ・アクセシビリティとは、「高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用しやすいこと」をいう。</p> <p>3 日本工業規格 JIS X 8341-3 において、「主に高齢者、障害のある人及び一時的な障害のある人が、ウェブコンテンツを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、ウェブコンテンツの企画、開発、制作、保守及び運用をするときには配慮すべき事項」の規格が定められている。</p>
主な調査項目	<p>① 各府省のホームページにおける日本工業規格等への対応状況</p> <p>② 各府省のホームページにおけるウェブ・アクセシビリティ支援ツールの導入状況</p>
調査等対象機関（予定）	全府省

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	食品流通対策に関する行政評価・監視－流通コスト縮減の取組を中心として－
背 景 事 情	<p>① 我が国は、供給熱量ベースで食料の6割を輸入に依存しており、しかも特定国への依存度が高いなど、食料供給構造には脆弱性が内在している。消費者ニーズに対応した質の高い食料を将来にわたって安定的に供給していくためには、生産から流通、消費に至る国内の食料供給をめぐる諸問題を解決し、国内農業の体質強化を図ることが急務となっている。</p> <p>このため、担い手の育成・確保等による農業構造改革の加速化に併せて、流通段階を含む食料供給コストの縮減により、内外の競争に耐え得るよう価格競争力の強化を図るとともに、コスト縮減によって生じた利益を付加価値向上のための投資に振り向けるなど新たな経営展開を図っていくことが重要である。</p> <p>② 農林水産省は、「21世紀新農政 2006」(平成 18 年 4 月 4 日食料・農業・農村政策推進本部決定)において、国内農業の体質強化に向けた取組の一つとして、「食料供給コストを5年で2割縮減」との目標が設定されたことから、同年9月13日、食品の生産・流通段階を対象とする「食料供給コスト縮減アクションプラン」を策定し、上記の目標達成のため、「卸売市場改革や物流効率化」等の施策を実施している。</p> <p>③ また、卸売市場の改革など流通構造の合理化に向けた社会基盤の整備、各種ガイドラインの策定等、行政として取り組むべき課題も多いことから、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)第3条第1項等に基づく「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」(平成19年農林水産省告示第492号)を策定し、23年度を目標として、「流通機構の合理化のための構造改善」等の施策を実施している。</p> <p>④ 上記のアクションプラン及び基本方針に基づく、食品の流通部門における効率化の効果が期待できる取組の促進により、流通の各段階におけるコストの縮減を着実に実現することが求められている。</p>
主 な 調 査 項 目	<p>① 卸売市場改革の実施状況</p> <p>② 物流の効率化の取組状況</p> <p>③ その他</p>
調査等対象機関(予定)	農林水産省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	I Tによる地域活性化等関連施策に関する行政評価・監視
背 景 事 情	<p>① 情報通信技術（I T）は、技術革新の原動力として経済社会の発展に大きく貢献するとともに、国民生活をより豊かに変える力を持っている。</p> <p>これまで、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（平成13年1月内閣に設置。以下「I T戦略本部」という。）において、「e-Japan戦略」（平成13年1月）、「I T新改革戦略」（平成18年1月）等が策定され、I T戦略本部のリーダーシップの下、I T革命に取り組んでいるところである。</p> <p>② このような中で、地域の活性化や豊かな暮らしの実現への取組が喫緊の重要課題となっている状況を踏まえ、I T戦略本部において、「I Tによる地域活性化等緊急プログラム」（平成20年2月）が策定され、政府一体としての支援をより強力かつ迅速に実施することとされた。</p> <p>③ 地域においてI Tが利活用され、地域の活性化や豊かな暮らしが実現されるためには、情報通信基盤が整備された上で、これに関連する専門的な知識や技能を習得した人材が質・量ともに確保されることが不可欠となっており、「I Tによる地域活性化等緊急プログラム」においても、i) 情報通信基盤の整備支援、ii) 行政・地域の情報化の支援、iii) 人材育成・活用支援等を実施するとともに、政府一体となって地域を支援する体制を強化することとされている。</p>
主 な 調 査 項 目	<p>① I Tによる地域活性化等関連施策の実施状況</p> <p>② その他</p>
調査等対象機関（予定）	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実施年度	平成 21 年度
テーマ名	在外公館に関する行政評価・監視
背景事情	<p>① 外務省は、国際社会が直面する諸問題に機動的かつ的確に対応し、国益を踏まえた強力な外交を展開するためには、外交実施体制の充実を図ることが急務の課題であるとして、近年、在外公館の体制強化を進めている。</p> <p>② 日本の在外公館（実館）数は、平成 20 年 1 月現在、大使館 123、総領事館 64 及び政府代表部 7 の合計 194 であり、また、20 年度には 4 大使館及び 2 総領事館が新設（1 総領事館の廃止）され、大使館数は 127 となる。</p> <p>③ 外務省は、この大使館数について、ドイツの 148、フランスの 158、中国の 164、米国の 164（平成 19 年 10 月現在）と比べ依然として非常に少なく、引き続き在外公館の増強に取り組むとしており、具体的には、平成 19 年度以降 10 年間で、150 大使館の体制を整備するとともに必要な総領事館を新設するとの目標を掲げ、21 年度予算（政府案）では 5 大使館を新設（2 総領事館を廃止）することとしている。</p> <p>④ 他方、行政支出総点検会議の「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」（平成 20 年 12 月 1 日）において、「他の G 8 諸国に比べ、我が国が全世界に設置している総領事館数は少ないが、いくつかの国においては多くの総領事館を設置している例もある。設置指標としている在留邦人数、日系企業数、査証発給件数等の定量的数値及びその他の要因を十分に勘案し、必要性が薄れてきているものについては廃止することとすべきである。」との指摘がなされている。</p>
主な調査項目	<p>① 在外公館の業務の実施体制等</p> <p>② 在外公館の設置効果等</p>
調査等対象機関（予定）	外務省、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 行政評価等テーマの背景事情等

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	職員研修施設に関する調査（概況調査）
背 景 事 情	<p>① 国が設置している職員等の研修を担う施設は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条の 2 に基づく施設等機関としての文教研修施設のほか、本省内部部局、地方支分部局及び試験研究機関等に置かれている研修所等がある。</p> <p>② 国家公務員の研修施設の在り方については、参議院決算委員会の平成 15 年度決算審査措置要求決議（17 年 6 月 7 日）において、「政府は、国の行政組織等の減量・効率化を推進するに当たり、研修施設の職員数の削減、組織の統廃合・民営化、国有財産としての施設の縮小など、行政改革の観点から、すべての研修施設を総点検すべきである。さらに国家公務員の研修の在り方についても、抜本的に見直すべきである」とされ、国は、所要の取組を行っているところである。</p> <p>③ 近年、地方公共団体の中には、職員に対する研修業務を包括的に民間に委託する例がみられる。また、国においても、「簡素で効率的な政府」の実現を図るため、各府省が行政効率化推進計画を策定し、行政の効率化に係る様々な取組を行っており、府省の中には、研修業務の一部を委託しているものがみられる。</p> <p>④ その一方で、国の研修施設にあつては、目的・内容に大きな差異がない研修を、複数の支所等においてそれぞれ実施するなど、施設の稼働状況や業務の実施状況等の面で効率化を図る余地があるものがみられることなどから、研修施設及び研修業務については、一層の効率化、合理化が求められている。</p>
主 な 調 査 項 目	<p>① 職員研修の実施状況</p> <p>② 職員研修の見直し状況</p> <p>③ 職員研修施設・設備の活用状況</p> <p>④ その他</p>
調査等対象機関（予定）	全府省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。